

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年3月7日認可した。

平成19年3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）薬師地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）寺上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）道下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）粟屋地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）薬師池地区
観音寺市逆瀬池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）小原池地区
香川県三豊市三野町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）西谷上池地区